

特定疾患療養管理料（高血圧・糖尿病・脂質異常症）に代わる管理料を新設

日本医師会

8639

印刷

中医協では2月中旬の答申取りまとめに向け、診療報酬改定に関するいわゆる短冊の議論が本格化している。

そのような中で、1月26日の中医協総会では、厚生労働省事務局から生活習慣病（高血圧・糖尿病・脂質異常症）に係る医学管理料の見直しとして、特定疾患療養管理料に代わり、検査等を包括しない生活習慣病管理料(II)が新設される方針が示された。

これに関して、一部マスコミから特定疾患療養管理料の対象疾患から、糖尿病、脂質異常症、高血圧を除外することのみ報道されたため、医療現場に不安の声が広がっていた。

中医協委員を務める長島公之常任理事は、今回の見直しについて、「単に、特定疾患療養管理料の対象から高血圧・糖尿病・脂質異常症が削除されるわけではない」と説明。「従来の検査等を包括する生活習慣病管理料は、名称を生活習慣病管理料(I)に変更し、算定要件等を見直した上で継続される予定である」とするとともに、「これまで特定疾患療養管理料を算定して高血圧・糖尿病・脂質異常症の管理をされていた医療機関の大部分は新たに設けられる、検査料などを包括しない生活習慣病管理料(II)に移行して頂けるのではないか」との考えを示した。

問い合わせ先

日本医師会広報課 TEL:03-3946-2121（代）

関連キーワードから検索

[「日医君」だより](#)